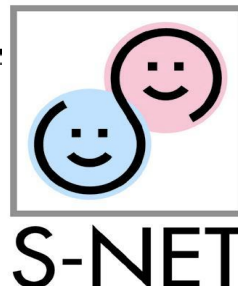


KSK 湘南ふくしネットワーク オンブズマン

SNET 広報第 11 号

編集責任者：NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 高山直樹
事務局 〒251-0871 神奈川県藤沢市善行 4-3742-4 電話・FAX 0466-81-9218
直通電話 090 4937 4904 定価 100 円
ホームページ <http://www.npo-snet.com> eメール info@npo-snet.com



かながわボランティア活動推進基金 2 1

平成 18 年度ボランティア活動奨励賞を受賞！

この度、特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンは、かながわボランティア活動推進基金 2 1 『平成 18 年度 ボランティア活動奨励賞』を受賞いたしました。

このボランティア活動奨励賞は、平成 1 3 年度から「かながわボランティア活動推進基金 2 1」の事業の一つとして実施されており、『他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいる団体』を表彰するものです。今年度は、38 の団体・個人から推薦応募があったとのことで、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（審査委員長：山崎美貴子氏 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部長・教授）で審議が行われ、当法人以外には「ホームレス支援」「障害者の活動支援」「エイズネットワーク」「パレスチナ子どもアート支援」の活動を行っている 4 団体が受賞いたしました。

かながわボランティア活動推進基金 2 1 のホームページには次のように紹介されています。

活動の概要	地域ネットワーク型福祉オンブズマン活動 ノーマライゼーション社会の実現を目指して、障害者や高齢者などの福祉サービス利用者の声を拾い上げ、市民参画の活動として代弁する権利擁護活動を中心に、オンブズマン養成研修や成年後見への取り組みを行っている。
選考の視点	福祉サービス利用者の声を拾い上げ、市民参画活動としてオンブズマン活動を行っていることが重要である。いかに障害者・高齢者自身が毎日の生活をその人らしく暮らせるかという身上監護に重点を置いて活動している点や、オンブズマン養成をきちんと行っている点は、重要な視点であり評価できる。今後、ますます必要になってくる活動として注目される。

特に、自己推薦書に団体 PR として書いた『「後見人」に対する認識を、当事者の側に立った後見活動として位置づけていくためのモデル作りを進めている』という 2 行が目立ったそうです。また、権利擁護についての人材育成を市民にシフトしていることが高く評価されたとのことです。

表彰式は 1 1 月 2 9 日（水）にかながわ県民センターにおいて行われ、表彰状及び副賞として賞金 8 0 万円を頂きました。S ネットの 1 0 周年を前に、過去の活動の評価と今後への期待を頂いたことに感謝いたします。



S ネットの後見活動について(その3) ケース2 (後見委員会 大石剛一郎・永峯千尋)

Bさんは、平成13年暮れに茅ヶ崎市内の自宅で行政の人に発見されたときには、ひどく衰弱していて、もはや亡くなる寸前と言っても過言でない状態でした。親類とは疎遠で、現世での独居生活に、自ら何もしないことによってピリオドを打とうとされていたのかも知れません。身体的な衰弱だけでなく、認知能力もかなり減退されていました。本当に危ないところを行政の人に発見され、何とか一命をとりとめました。当時のBさん本人の意思・自己決定の所在如何は別として…。病院に入院されたBさんはひどく不機嫌でした。特別養護老人ホームに移られた後も、支援しようとする周囲の人たちに対し、しばしばかみつき、怒鳴られました。でも、今は健康を取り戻され、あたたかな笑みをたたえられていることも多く、穏やかな日々を送られています。平成13年暮れの「自己決定」は錯誤だった、とBさんは今思っている、と信じます。

Bさんを救出した茅ヶ崎市高齢福祉課は、とにかくBさんを福祉サービスにつなげなければいけない、介護保険契約締結の代理人をつけないといけない、と考え、親類をあたりましたが、中々むずかしく、前回のAさんのときと同様、私たちNPO法人に対し、「収入の少ない人なので、無償で法人後見をやってくれないか。」と持ちかけてきました。私たちも前回同様、「法人後見」に対する思いを強く持ちはじめたこともあり、向こう見ずに二つ返事で引き受けました。

私たちは、Bさんの親類から何とか委任状をもらい、成年後見制度の中では一番軽い類型である「補助」の開始の申立をしました。認知能力の点で前回のAさんとBさんとの間ではほとんど差は無いように思いましたが(Aさんのときには、補助申立をするも、後見類型に訂正させられました)、補助申立が認められ、私たちは平成14年、Bさんの「法人補助人」になりました。

Bさんは、福祉サービスにつながって、どんどん心身の健康を取り戻していかれました。自宅の借家を引払い(これは大仕事でした)、特別養護老人ホームに住居を定めました。

比較的近くに住んでいるスタッフともう一人のスタッフがペアで担当になり、Bさんの住む特別養護老人ホームには月1回くらいの割合で訪問するようになりました。

オムツを嫌がって外してしまうBさんに対し施設が「つなぎ服」を着せたときには、担当スタッフがその身体拘束に関して粘り強く施設と交渉し、法人の他のスタッフも参加したりして施設とよく話し合い、施設の理解と協力をとりつけ、結局、「つなぎ服」は外されました。オンブズマン活動が目指すものと同じ成果だった、と思います。あるいは、私たちが目指し、行ってきたオンブズマン活動の意識や経験がとてもよく生かされた機会だった、と思います。

外出好きなBさんのために、可能な限り、付添ヘルパーを雇って、外出機会を作っています。外出が続けられるよう「座位保持」のために、訪問リハビリマッサージ(有料)も依頼しています。マッサージのとき、Bさんはとても気持ち良さそうな表情をされています。少し値の張る、Bさんに合った車椅子も買いました。そろそろ、また買替えが必要なようです。

お金の面では、担当スタッフが動いて、止められてしまっていた年金収入を確保し、その中から、施設利用料を支払い、その他の必要な福祉サービスを利用・購入し、やりくりをして、少しずつ蓄えを作れるようになりました。今では、私たちの法人補助の活動経費実費分ぐらいは何とか、Bさんの財産からいただけるような状態になりました(最初はずっと持ち出しでした)。

そして、前回のAさんの場合と同様、Bさんについても、健康維持にとどまらず、Bさんらしく主体的に生きることを支援しよう、ということで、Bさんの好きなこと・したいことを何とか見つけ出して、それを実現させよう、と試み続けています。Bさんの借家引き払いのときに見つけた様々なものなどを手がかりに、Bさんの希望・願望を探しています。女優の森光子さんと一緒に仕事をしていた時期があるらしいことが判明し、その話題のときには意識がはっきりし、会いたいと話されることなどから、森光子さんとコンタクトをとるべく四苦八苦したこともありました。疎遠になっていた親類とも何とか連絡をとり、ホームにきていただき、懐かしい写真などを見たりして、今は一定の関係修復ができた形になっている、と思っています。

「本人の自己決定の支援」とは何なのだろう、と思案ながらの成年後見(補助)活動です。



第5回オンブズマン養成・権利擁護研修講座 終了報告

去る2006年11月23日(木)～25日(土)の3日間、ウィリング横浜にて、オンブズマン養成研修講座(権利擁護研修)を開催いたしました。今回初めて、特定非営利活動法人福祉オンブズパーソン・Yokohama(Yネット)と共催し、Yネットからも、菊地弁護士、厚坂幸子氏、Yネット推進部会(協力員部会)代表・副代表の方を講師にお迎えしました。

過去4回の研修講座の内容をブラッシュアップするとともに、施設の職員の方々への権利擁護についての研修となるよう、特に、「ノーマライゼーション」「エンパワメント」「自己決定」「地域生活支援」など権利擁護についての基本的な理念に重点を置き、演習3時間を含む20時間16講座のカリキュラムを組みました。

受講者31名が参加されましたが、今回は市民の方ばかりではなく、Yネット、印旛ネットなど、現役のオンブズマンも多数受講され、基礎からの研修になったと喜んでいただきました。

現実のオンブズマン活動の発表もあり、質疑応答、熱を帯びた議論が交わされ、主催側としてもたくさんの方のことを考えさせられる研修となりました。



スウェーデン視察旅行記

副理事長 藤本 直也

2006年9月にSネット理事長の高山氏他4名{鈴木氏(Aネット代表)、小野田氏(施設職員)、角田氏(Sネット)、藤本}で、スウェーデンの知的障害者関連の福祉事情の視察に行ってきました。目的は、「ノーマライゼーションを体感すること」でした。高山氏は、スウェーデンは何度も訪問していますが他のメンバーは初めてです。今回の視察は、もともとある社会福祉法人の施設職員の研修のために高山氏が組んだもので、他の4名はその研修に入れてもらうということで計画を進めていました。しかし、予算の都合でその研修がなくなってしまったため、急遽私がツアーコンダクターとなり、チケットやホテルの手配、現地の通訳者(友子ハンソン氏)とのスケジュール調整等を行い、何とか出発の日を迎えました。

スケジュールは次のとおりです。

- 9/8(金) スtockホルムへ
- 9/9(土) ・モーティン・スーデル教授の講義
・ブリッタ氏(ベクト・ニリエ氏の妹)との懇談
- 9/10(日) ベクト・ニリエ氏のお墓参り
- 9/11(月) ・ストックホルムのグループホームの視察
・イエテボリへ
- 9/12(火) ・ムンダールの知的障害者福祉部門との話し合い
・ムンダールのGHの視察
- 9/13(水) エルドラードでの研修
- 9/14(木) フリータイム
- 9/15(金) ・ムンダールのGHの視察 ・同デイセンターの視察
- 9/16(土) 成田へ



左から角田氏、小野田氏、藤本、高山氏(ニリエ氏の遺影を抱く)、ブリッタ氏、友子ハンソン氏、鈴木氏

フリータイムが1日しかなく、ほとんど毎日が研修というかなりハードなスケジュールでした。なお、今回の視察では2006年4月に81歳でお亡くなりになったノーマライゼーションの原理の実践者といわれたベクト・ニリエ氏のお墓参りと、ブリッタ氏からニリエ氏についてお話を聞くことをスケジュールに入れました。(次号へ続く)



10周年記念式典のご案内(詳しくは次号で)

日時:2007年7月21日(土)
 場所:茅ヶ崎市民会館 小ホール
 内容: 一部 特別記念講演
 二部 10周年記念行事

湘南ふくしネットワークオンブズマンが活動を開始して以来10年が経ちました。
 10年間の活動を踏まえ、原点を見つめ、更にノーマライゼーション社会の実現を目指します!

権利擁護のことは③ 『エンパワメント』(empowerment)

エンパワメントとは、「その人が持っている力を発揮したり、可能性を実現したりする上で、その障害となっているものを取り除き、本人が意欲を取り戻し、自分らしい生活を主体的に営むことを援助すること」といった意味です。

この考え方を理解するために大事なポイントは2つあります。

1つは、障害者・高齢者に力がないのではなく、本来持っている力の発揮を阻まれていると考える、という点です。

これは、障害者・高齢者の生活上の困難さをどういうものとして捉えるかという問題でもありません。本人に起因する問題とするのか、そうではなくむしろ社会のあり方の問題だと位置づけるのか。例えば、足が悪く歩けない人について考えると、建物を建てる際に上下階への移動の手段として階段を設置するだけで足りるとするのか<…これはいわば「障害のある人が移動したいなら訓練を受けて階段の上り下りができるようになりなさい」ということです…>、スロープやエレベーターなどの設置を義務づけるべきだと考えるか、また、移動の際の困難をふまえてガイドヘルパーのような制度を充実させるべきだと考えるかどうか。このような社会の側の問題を改善することで、障害による生活上の困難さが軽減されれば、本人が「障害」を持っていても、いろいろな活動や社会参加が容易になると考えられます。

もう1つは、一人ひとりの人間がそれぞれにかけがえのない人生を生きているという考え方(個人の尊重)をどれだけ貫けるか、という点です。これは、「福祉」(あるいは社会的な支援)をどういうものとして捉えるかという問題でもあります。

従来の福祉は、ともすると「自由(あるいは主体性)と引き換えに援助を受ける」という図式に陥りがちでありました。そうではなく、その人が自分の自由(あるいは主体性)を広げ、確立するための援助であるべきです。

人は、問題が生じてそれを自らが主体的に解決する力・可能性を持っています。ただ、その力の発揮には、(上述した社会の側の姿勢の改善とともに)その人が“自らの存在の価値”を自覚し自信や誇りを持つことが大切です。自分への自信や誇りを裏付けに、自分の意思を外部に表明することから、その意思を実現し、問題を解決していきます。

障害者・高齢者の場合、自尊感情を損なわれるような経験を少なからずしていたり、あるいは自らの選択・決定といった経験を重ねていない(あるいは自らの選択・決定を否定される経験を重ねている)ことも多いと考えられるので、適切な支援を得て、自分の気持ちや置かれている状況を正確に相手に伝え、それを問題解決に繋げるという経験を重ねることが大切です。その過程の持つ意味は、1つの問題解決のプロセスにとどまらず、まさに本人の力を回復すること(エンパワメント)ではないでしょうか。

ちなみに、エンパワメントという考え方と反対の考え方が、「パターナリズム」(強い立場にあるものが弱い立場にあるものに対し、本人の利益になるとして、本人の意思を確認せず、あるいは本人の意志に反してでも、その行動に介入・干渉すること)です。

